

障がいのある職員の任免状況（令和8年6月1日現在）

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）第40条の第2項の規定に基づき、障がいのある職員の任免に関する状況を公表します。

令和8年6月1日現在

法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	障がい者の数	実雇用率	法定雇用率	不足数
233.5人	5人	2.14%	2.8%	1人

※1

「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から障害者雇用促進法で定める除外職員等を除いた職員の数です。

※2

「障がい者の数」とは、雇用率の算定に用いるもので、重度身体障がい者等について1人を2人と換算し、短時間勤務職員について1人を0.5人に換算したものです。